

居宅介護支援重要事項説明書

《令和6年6月1日現在》

1. サービスを提供する事業所

(1) 事業者の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 誠友会
代表者役職・氏名	理事長 吉米地 義之
本部所在地 電話番号	〒039-2152 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2-1263 0178-56-4131

2. 提供できるサービスの種類と地域

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 誠友会 在宅介護支援センター木崎野
所在地 電話番号	〒039-2152 青森県上北郡おいらせ町向山東二丁目2-1263 0178-56-3663
代表者役職・氏名	管理者 高田 理子
介護保険指定番号	0272500109
サービスを提供する地域	おいらせ町の旧下田北部圏域地区 (青森、若葉、緑ヶ丘、住吉町、吉米地、豊栄、豊原、向山、鶴久保、木ノ下)
※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。	

(2) 事業所の職員体制

(人)

	資格	常勤 (専従)	常勤 (兼務)	非常勤 (専従)	非常勤 (兼務)	計
管理者	主任介護支援専門員		1			1
介護支援専門員	介護福祉士	3	1			4
	社会福祉主事					
事務職員					1	1
備考 (兼務の有無等)		① 主任介護支援専門員～常勤兼務1名 ② 介護支援専門員～常勤専従4名				

(3) 営業日および営業時間

営業時間	午前8時20分～午後5時20分
営業日	下記の休業日を除く毎日
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝祭日、12/31～1/3
緊急連絡先	0178-56-3663 電話により24時間常時連絡が可能です。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明
②	担当の介護支援専門員による状態把握、課題分析（MDS-HC/CAP s 使用）
③	居宅サービス計画の作成
④	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定（サービス担当者会議等）
⑤	居宅サービス計画に対する利用者へ説明
⑥	利用者の同意
⑦	サービスの提供開始
⑧	サービス利用状況の管理・モニタリングの結果を記録
⑨	居宅介護支援に関わる諸記録整備

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を後日、お住まいの市町村窓口へ提出しますと、全額払い戻しを受けられます。

①基本料金

厚生労働大臣が定める基準により算出した居宅介護支援サービス計画費の金額です。

	(I) 取り扱い件数が45件未満	(II) 取り扱い件数が45件以上50件未満 (45～50件の部分に適用)	(III) 取り扱い件数が55件以上 (55件以上の部分に適用)
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

※取り扱い件数

介護支援専門員1名あたりの担当件数が要介護と介護予防（1/3換算）を合わせて45件以上になった場合には減算されます。

※当事業所が特定事業所集中減算に該当する場合は、上記金額より2,000円を減額することとなります。

(加算)

初回加算	特定事業所加算Ⅱ	中山間地域サービス提供加算
3000円	4210円	利用単位数の5%を加算

退院・退所加算			入院時情報連携加算	
連携加算	カンファレンス無	カンファレンス有	当日以内(Ⅰ)	3日以内(Ⅱ)
1回	4500円	6000円	2500円	2000円
2回	6000円	7500円	ターミナルケアマネジメント加算	
3回		9000円	4000円	
緊急居宅カンファレンス(2回算定可)			2000円	
通院時連携加算			500円	

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
また、それ以外の地域の方も無料です。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴

(1) 運営の方針

※要介護状態等にある利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
※利用者の心身状況、また、置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保健医療サービスが、多様な事業者から総合的且つ効率的に提供されるよう支援いたします。なお、利用者は複数のサービス事業所の紹介を求めることができます。

※指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重すると共に、利用者に提供される指定居宅サービス等が、特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に事業を実施いたします。なお、利用者は当該サービス事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求めることができます。

※当事業所の居宅介護支援の内容・手続きの説明、同意(別紙参照)

前6月間に当該指定事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうち訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合(上位3位まで)等につき、当該事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を説明。

前6月間は、毎年度2回、次の期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とする。

①前期（3月1日から8月末日）

②後期（9月1日から2月末日）

※市町村、他の居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、介護保険施設等との連携に努めます。

※従事者の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

6, ハラスメントの防止

事業所は正当な理由がなく、居宅介護サービスの提供を拒否することはありません。但し、以下の場合には居宅サービスを中止させていただくとともに、直ちに当該市町村に状況報告いたします。

- ・介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護状態等の悪化をもたらす場合
- ・偽りその他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合
- ・下記のような行為があり、ハラスメントに該当するとみなされる場合

■介護支援専門員に対する身体的暴力

直接的、間接的を問わず、力を用いて危害を及ぼす行為

■介護支援専門員に対するセクシャルハラスメント

意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的嫌がらせ好意等

■介護支援専門員に対する精神的暴力

人の尊厳や人格を言葉や態度によって、傷つけたり、おとしめたりする行為

7, 感染症や災害の対応力強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）に従い介護支援専門員に対して必要な研修を実施します。

8, 虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者（管理者）高田 理子

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 成年後見制度の利用を支援します。
- ④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。
- ⑤ サービス提供中に、当該事業者、または養護者(家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに市町村に通知します。

9. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none"> ① 従業者は、サービス提供をする上で、知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ② また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ③ 業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後も、その秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者はサービス担当者会議等において、利用者と利用者の家族が必要な場合は用います。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については十分な管理を行い、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示を行う。

10. 事故発生時の対応等

<p>当事業所が利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族、市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。</p> <p>また、当事業所が利用者に対して提供しました居宅介護支援により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。</p>
--

11. サービス提供に関する苦情

① 当事業所における苦情担当窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を受け付けます。

担 当	電 話 番 号
高田理子・橋田さゆり・横浜聖子、中村拓洋、千葉 葉美	0178-56-3663

利用者またはそのご家族から苦情が発生した場合、担当者は主訴、内容の把握に努め苦情処理責任者（管理者：高田理子）へ報告します。

報告を受けた苦情処理責任者(管理者)は速やかに苦情の内容に応じて介護支援専門員及び関係機関に事実確認、連絡調整、改善要請等を行うなど対応します。

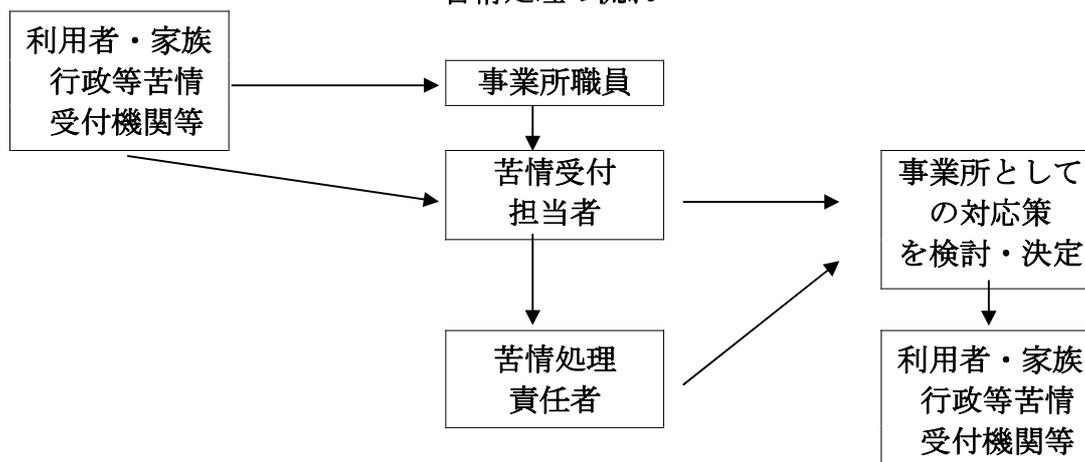
また、必要に応じてサービス担当者会議を開催しその結果に基づいた対応を行います。

②その他

当事業所以外に行政機関その他、苦情相談受付窓口等に苦情を伝えることができます。

名称等	所在地	電話番号
おいらせ町役場	おいらせ町中下田135-2	0178-56-4705
青森県国民健康保険団体連合会	青森市新町二丁目4-1	017-723-1336
運営適正化委員会 (青森県社会福祉協議会)	青森市中央三丁目20-30	017-731-1391

苦情処理の流れ



8. 緊急時の連絡先

当事業所が提供した居宅介護支援より事故等が発生した場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、保険者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	
保険者	市町村名	
	連絡先	